議第８１号

高齢者生活支援施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市高齢者生活支援施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和４年（２０２２年）９月５日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市高齢者生活支援施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市高齢者生活支援施設設置及び管理に関する条例（平成２４年条例第５８号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

１５，０００円から ２３，０００円まで
１８，０００円から ２６，０００円まで
２０，０００円から ３０，０００円まで
２２，０００円から ３４，０００円まで
３０，０００円から ４４，０００円まで
４０，０００円から ６０，０００円まで

」を

「

１４，０００円から ２１，０００円まで
１６，０００円から ２４，０００円まで
１８，０００円から ２７，０００円まで
２０，０００円から ３０，０００円まで
２７，０００円から ４０，０００円まで
３６，０００円から ５４，０００円まで

」に改める。

別表第２中「２００から３００まで」を「１００から２００まで」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の別表第１及び別表第２の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。

参考資料

新潟県柏崎市高齢者生活支援施設設置及び管理に関する条例（平成２４年１２月２１日条例第５８号）

改正後

別表第１（第８条関係）

対象収入による階層区分	利用料金の範囲（月額）	
	単身用居室	夫婦用居室
500,000円以下	9,000円から 14,000円まで	14,000円から 21,000円まで
500,001円～1,000,000円	12,000円から 17,000円まで	16,000円から 24,000円まで
1,000,001円～1,800,000円	14,000円から 21,000円まで	18,000円から 27,000円まで
1,800,001円～2,400,000円	16,000円から 24,000円まで	20,000円から 30,000円まで
2,400,001円～3,000,000円	22,000円から 33,000円まで	27,000円から 40,000円まで
3,000,001円以上	30,000円から 45,000円まで	36,000円から 54,000円まで

別表第２（第８条関係）

施設別	利用時間区分	金額の範囲（円）
交流室	１時間	100から200まで
調理室	１時間	100から200まで

改正前

別表第１（第８条関係）

対象収入による階層区分	利用料金の範囲（月額）	
	単身用居室	夫婦用居室
500,000円以下	9,000円から 14,000円まで	15,000円から 23,000円まで
500,001円～1,000,000円	12,000円から 17,000円まで	18,000円から 26,000円まで
1,000,001円～1,800,000円	14,000円から 21,000円まで	20,000円から 30,000円まで
1,800,001円～2,400,000円	16,000円から 24,000円まで	22,000円から 34,000円まで
2,400,001円～3,000,000円	22,000円から 33,000円まで	30,000円から 44,000円まで
3,000,001円以上	30,000円から 45,000円まで	40,000円から 60,000円まで

別表第２（第８条関係）

施設別	利用時間区分	金額の範囲（円）
交流室	１時間	200から300まで
調理室	１時間	200から300まで